

国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 PE. I
特許登録請求－国内段階移行	附属書 PE. II

略語のリスト

国内官庁：	国立公正競争知的財産保護機関（ペルー）
CAC Decision 486：	アンデス共同体理事会決定第486号

指定（又は選択）官庁 PE	国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー)	概要 PE
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示して請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：新ソル (PEN) 特許： 出願手数料： ¹ PEN 720 10個を超える各請求の範囲の追加手数料： .. PEN 23.43 実用新案： 出願手数料： ¹ PEN 324 10個を超える各請求の範囲の追加手数料： .. PEN 39.50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

PE	国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) (続き)	PE
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2,3}</p> <p>国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類</p> <p>出願人が発明について権利を有する旨を正当化する説明^{2,3}</p> <p>出願人の優先権を正当化する説明^{2,3}</p> <p>国際出願の翻訳文2通³</p> <p>代理人を選任する場合には委任状</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表</p>	
誰が代理人として行為できるか?	ペルーに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条(1)又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

様式（附属書PE. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 PE. II 特許登録請求－国内段階移行

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_pe.pdf